

第十三章 電気通信

第十三・一条 定義

この章の規定の適用上、

「商業用移動端末サービス」とは、無線通信用の移動端末の手段を通じて提供される公衆電気通信サービスをいう。

「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

「最終利用者」とは、公衆電気通信サービスの最終的な消費者又は加入者（公衆電気通信サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。

「企業」とは、第一・三条（一般的定義）に規定する企業及び企業の支店をいう。

「不可欠な設備」とは、次の要件を満たす公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスに係る設備をいう。

- (a) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(b) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

「相互接続」とは、公衆電気通信サービスを提供するサービス提供者との接続であつて、一のサービス提供者の利用者が、他のサービス提供者の利用者と通信し、及び他のサービス提供者によって提供されるサービスにアクセスすることを可能とするものをいう。

「国際移動端末ローミング・サービス」とは、最終利用者が、その本来利用している公衆電気通信ネットワークが存在する領域の外に所在する間、その本来利用している携帯電話機その他の音声、データ又はメッセージ送信のサービスのための装置を利用することを可能とする商業用移動端末サービスであつて、公衆電気通信サービスのサービス提供者の間の商業上の契約に従つて提供されるものをいう。

「専用回線」とは、二以上の指定された地点の間の電気通信設備であつて、ある利用者の利用に供されるために割り当てられ、かつ、固定端末の電気通信サービスのサービス提供者によって提供されるものをいう。

「免許」とは、締約国が、自国の法令に従い、電気通信サービスを提供する者に対して要求することのある承認（特許、許可及び登録を含む。）をいう。

「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、公衆電気通信サービスの関連する市場への参加の条件（価格及び供給に関するもの）に著しく影響を及ぼす能力を有する公衆電気通信サービスのサービス提供者をいう。

(a) 不可欠な設備の管理

(b) 当該市場における自己の地位の利用

「ネットワーク構成要素」とは、固定端末の公衆電気通信サービスを提供する際に用いられる設備又は機器（当該設備又は機器によって提供される特性、機能及び性能を含む。）をいう。

「差別的でない」又は「差別的でなく」とは、同様の状況において同種の公衆電気通信サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇（適時であるかどうかに関するものを含む。）をいう。

「番号ポータビリティ」とは、公衆電気通信サービスの最終利用者が、公衆電気通信サービスのサービス提供者を同一の区分に属する他のサービス提供者に切り替える際に、同一の場所において、同一の電話番号を保持することができることをいう。

「物理的コロケーション」とは、主要なサービス提供者が所有し、又は管理し、及び利用する施設におい

て、公衆電気通信サービスを提供するための機器を設置し、維持し、又は修理することを目的とした空間への物理的なアクセス及び空間の管理をいう。

「公衆電気通信ネットワーク」とは、ネットワークの定められた終端地点の間で公衆電気通信サービスを提供するために利用される電気通信の基盤をいう。

「公衆電気通信サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信サービスをいう。当該電気通信サービスには、電話及びデータ伝送であつて、顧客が提供する情報の二以上の定められた地点の間の伝送（当該情報の形態又は内容が当該地点の間で変更されないもの）を典型的に伴うものを含む。

「接続約款」とは、主要なサービス提供者によつて提示され、及び電気通信規制機関に提出され、又は電気通信規制機関によつて認可され、若しくは決定される相互接続の約款であつて、相互接続に関する条件及び料金を十分詳細に定めることにより、当該約款を受け入れる意図を有する公衆電気通信サービスのサービス提供者が当該主要なサービス提供者と交渉することなく当該条件及び料金に基づき当該主要なサービス提供者との相互接続を受けることができるものをいう。

「電気通信」とは、電磁的手段（光通信を含む。）による信号の送信及び受信をいう。

「電気通信規制機関」とは、電気通信の規制について責任を負う一又は二以上の機関をいう。

「利用者」とは、サービス消費者又はサービス提供者をいう。

「仮想コロケーション」とは、コロケーションを求めるサービス提供者が、主要なサービス提供者の施設において利用する機器を特定することができるが、当該施設への物理的なアクセスを得ることなく、当該主要なサービス提供者が当該機器を設置し、維持し、及び修理することを認める取決めをいう。

第十三・二条 適用範囲

1 この章の規定は、次の措置について適用する。

- (a) 公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用に関する措置
- (b) 公衆電気通信サービスのサービス提供者についての義務に関する措置
- (c) その他電気通信サービスに関する措置

2 この章の規定は、ラジオ番組又はテレビジョン番組の無線放送又は有線放送に関する措置については、次の(a)及び(b)に規定する場合を除くほか、適用しない。

(a) 第十三・四条（公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用） 1 の規定は、有線放送又は無線放送のサービス提供者による公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用について適用する。

(b) 第十三・二十二条（透明性）の規定は、技術的な措置が公衆電気通信サービスに影響を及ぼす限りにおいて、当該技術的な措置について適用する。

3 この章のいかなる規定も、次の(a)若しくは(b)に規定することを要求し、又は(c)に規定することを妨げるものと解してはならない。

(a) 締約国が、公衆一般に提供されない電気通信ネットワーク若しくは電気通信サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又はそれらを企業に強制すること（注）。

注 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章のいかなる規定も、締約国が、他の締約国の企業に対し、公衆電気通信サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可することを要求するものと解してはならない。

(b) 締約国が、ラジオ番組又はテレビジョン番組の無線放送又は有線放送に専ら従事する企業に対し、無線放送又は有線放送の設備を公衆電気通信ネットワークとして利用可能なものとするよう強制するこ

と。

(c) 締約国が、自営のネットワークの運営者に対し、公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを第三者に提供するために当該運営者の当該自営のネットワークを使用することを禁止すること。

4 附属書十三―A（地方の電話のサービス提供者（アメリカ合衆国））及び附属書十三―B（地方の電話のサービス提供者（ペルー））は、この章の適用範囲に関連する追加的な規定を含むものとする。

第十三・三条 規制への取組方法

1 締約国は、電気通信サービスの提供において幅広い選択肢を提示し、及び消費者の福祉を向上させる上で競争的な市場が価値を有すること並びに効果的な競争がある場合又はサービスが市場において新しいものである場合には、経済的な規制が必要とされないことがあることを認める。締約国は、規制の必要性及び取組方法が市場によって異なること並びに各締約国がこの章の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができることを認める。

2 1の規定に関し、締約国は、一の締約国が次のいずれかのことを行うことができることを認める。

(a) 市場において生ずるおそれがあると当該一の締約国が予期する問題の発生に先立ち、又は市場におい

て既に生じている問題を解決するため、直接的な規制を行うこと。

- (b) 特に、競争的な市場の部門、競争的である可能性のある市場の部門又は参入のための障壁が低い市場の部門（例えば、ネットワークの設備を所有していない電気通信のサービス提供者によって提供されるサービス）について、市場の力の役割に委ねること（注）。

注 アメリカ合衆国は、この(b)の規定に従い、同国の商業用移動端末の市場における競争の状況に関する同国の評価に基づき、

第十三・七条（公衆電気通信サービスの主要なサービス提供者による待遇）、第十三・九条（再販売）2、第十三・十一条（主要なサービス提供者との相互接続）、第十三・十三条（主要なサービス提供者によるコロケーション）又は第十三・十四条（主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道及び線路敷設権へのアクセス）に規定する主要なサービス提供者に関連する措置を商業用移動端末の市場について適用していない。

- (c) 最終利用者の長期的な利益に資するその他の適当な方法を用いること。

3 締約国は、直接的な規制を行う場合には、自国の法令に定める範囲内で、当該締約国が公衆電気通信サービスとして分類するサービスに対する当該規制の適用を差し控えることができる。ただし、当該締約国の電気通信規制機関その他の権限のある機関が、次の要件に該当すると決定する場合に限る。

- (a) 当該規制の執行が不合理又は差別的な慣行を防止するために必要でないこと。
- (b) 当該規制の執行が消費者の保護のために必要でないこと。
- (c) 当該適用を差し控えることが公共の利益（公衆電気通信サービスのサービス提供者の間の競争を促進し、及び強化することを含む。）に合致すること。

第十三・四条 公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用（注）

注 この条の規定は、締約国が企業に対して自国の領域において公衆電気通信サービスを提供するための免許の取得を要求することを禁止するものではない。

- 1 各締約国は、他の締約国の企業が、合理的であり、かつ、差別的でない条件で、当該各締約国の領域において又は当該各締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信サービス（専用回線を含む。）へのアクセス及びその利用ができることを確保する。
- 2 各締約国は、他の締約国のサービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。
 - (a) 公衆電気通信ネットワークに接続される端末その他の機器を購入し、又は賃借し、及び接続すること。

- (b) 専用回線又は自営回線を通じて、個別又は複数の最終利用者にサービスを提供すること。
- (c) 専用回線又は自営回線を、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスと接続すること又は他の企業の専用回線若しくは自営回線と接続すること（注）。

注 ベトナムにおいては、限られた数の利用者集団の構成員の間で商業的な原則に基づかず音声及びデータの電気通信を行うことを目的として構築することを許可されたネットワークについては、電気通信規制機関の書面による承認を受けた場合のみ、直接相互に接続することができる。同国は、申請者が要請する場合には、当該申請者が承認の拒否の理由を受領することを確保する。同国は、この書面による承認を受けるとの要件について、この協定の効力発生の日の後二年以内に見直しを行う。

- (d) データの変換を行い、信号を送信し、データを処理し、及びデータを転換する機能を果たすこと。
- (e) 自己の選択する運用のプロトコルを利用すること。

3 各締約国は、いずれの締約国の企業も、当該各締約国の領域における又は当該各締約国の国境を越える情報の移動（企業内通信を含む。）のため及びいずれかの締約国の領域においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信サービス

を利用することができることを確保する。

4 3の規定にかかわらず、締約国は、通信の安全及び秘密を確保するため並びに公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの最終利用者の個人情報プライバシーを保護するために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

5 各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスへのアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a) 公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスのサービス提供者の公衆サービスに関する責
任、特に、当該サービス提供者の公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスを公衆一般に
とって利用可能なものとする当該サービス提供者の能力を確保するために必要な場合

(b) 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合
6 5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスへのアクセス並
びにそれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

- (a) 公衆電気通信ネットワーク又は公衆電気通信サービスと接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件
- (b) 必要な場合には、公衆電気通信ネットワーク及び公衆電気通信サービスの相互運用性のための要件
- (c) 公衆電気通信ネットワークに接続される端末その他の機器の型式認定及び当該公衆電気通信ネットワークへの当該機器の接続に関連する技術上の要件
- (d) 免許、許可、登録又は届出の手續（これらの手續を採用し、又は維持する場合には、透明性があるものとし、締約国の法令に従って提出された申請の処理について定めるものとする。）

第十三・五条 公衆電気通信サービスのサービス提供者に関する義務

相互接続（注）

注 この章において、「相互接続」には、細分化されたネットワーク構成要素へのアクセスを含まない。

1 各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信サービスのサービス提供者が、直接に又は当該領域において間接に、他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対して相互接続を提供することを確保する。

- 2 各締約国は、自国の電気通信規制機関に対し、合理的な料金による相互接続を要求する権限を与える。
- 3 各締約国は、1の規定を実施するに当たり、自国の領域内の公衆電気通信サービスのサービス提供者が、公衆電気通信サービスのサービス提供者及び最終利用者の商業上機微な情報又はこれらの者に関する商業上機微な情報であつて、相互接続の設定の結果取得したものの秘密を保護するために合理的な措置をとること並びに公衆電気通信サービスを提供する目的のためにのみこれらの情報を利用することを確保する。

番号ポータビリテイ

- 4 各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信サービスのサービス提供者が、質及び信頼性を損なうことなく、適時に、並びに合理的であり、かつ、差別的でない条件で、番号ポータビリテイを提供することを確保する(注)。

注 この4の規定は、特定の締約国について、次のとおり適用する。

- (a) ブルネイ・ダルサラーム国については、この4の規定は、同国が定期的な検討において番号ポータビリテイを同国で実施することが経済的に実行可能であると決定する時まで、適用しない。

(b) マレーシアについては、この4の規定は、同国が固定端末のサービスに番号ポータビリティを適用することが経済的に実行可能であると決定する時まで、商業用移動端末サービスについてのみ適用する。

(c) ベトナムについては、この4の規定は、同国が技術的及び経済的に実行可能であると決定する時から、固定端末のサービスについて適用する。同国は、この協定が同国について効力を生ずる日から四年以内に、固定端末のサービスに番号ポータビリティを適用することが経済的に実行可能であるかどうかを決定するための検討を行う。商業用移動端末サービスについては、この4の規定は、二千二十年までに同国について適用する。

番号の使用

5 各締約国は、自国の領域において設立された他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者が、差別的でない原則に基づき、電話番号の使用を認められることを確保する(注)。

注 ベトナムについては、この5の規定は、この協定の効力発生の前に分配された番号群については、適用しない。

第十三・六条 国際移動端末ローミング

1 締約国は、締約国間の貿易の拡大の促進を助長し、及び消費者の福祉を向上させる国際移動端末ローミング・サービスの料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを促進することについて、協力

するよう努める。

2 締約国は、国際移動端末ローミングの料金及びローミング・サービスの技術的な代替手段について、透明性を高め、及び競争を強化するため、例えば、次の措置をとることを選択することができる。

(a) 消費者が小売料金に関する情報に容易にアクセスすることができることを確保する措置

(b) ローミングの技術的な代替手段であつて、一の締約国の領域から他の締約国の領域を訪問している消費者が自己の選択する装置を使用して電気通信サービスにアクセスすることを可能にするものを利用することに對する障害を最小限にする措置

3 締約国は、一の締約国が、権限を有する場合には、国際ローミング・サービスの卸売の料金が合理的なものであることを確保するため、当該料金に影響を与える措置を採用し、又は維持することを選択することができるとを認める。当該一の締約国は、適当と認める場合には、他の締約国と当該措置の実施を円滑にする仕組みについて協力し、及び当該仕組みを実施すること（当該他の締約国と取決めを行うことによつて協力し、及び実施することを含む。）ができる。

4 一の締約国は、国際移動端末ローミング・サービスの卸売の料金又は条件を規制することを選択する場

合において、次のいずれかの要件が満たされるときは、他の締約国の公衆電気通信サービスの提供者がその顧客による当該一の締約国の領域におけるローミングのために国際移動端末ローミング・サービスの卸売の規制された料金又は条件にアクセスすることができるとを確保する（注）。当該一の締約国は、当該他の締約国のサービス提供者に対し、当該規制された料金又は条件にアクセスするための条件について合意するために商業的な交渉を十分に活用するよう要求することができる。

注 いずれの締約国も、現行の国際貿易協定の最恵国待遇の規定又は電気通信に特有の無差別待遇の規定に従って自国に対して当該一の締約国が負う義務のみを根拠として、この条に規定する国際移動端末ローミング・サービスの卸売の規制された料金又は条件へのアクセスを自国のサービス提供者のために求め、又は得てはならない。

(a) 当該他の締約国が当該一の締約国との間で両締約国のサービス提供者のための国際移動端末ローミング・サービスの卸売の料金又は条件を相互に規制する取決めを行っていること（注）。

注 当該他の締約国のサービス提供者は、当該一の締約国によって規制された料金又は条件がこの(a)に規定する取決めに基づいて相互に規制された料金又は条件と合理的に同等なものである場合に限り、当該一の締約国によって規制された料金又は条件へのこの(a)の規定に基づくアクセスが認められる。当該一の締約国の電気通信規制機関は、意見の相違がある場合には、

これらの料金又は条件が合理的に同等なものであるかどうかを決定する。

(b) (a)に規定する取決めが存在しない場合には、当該他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者が自発的に次の要件を満たすこと。

(i) 当該一の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、当該規制された料金又は条件と合理的に同等な料金又は条件で、国際移動端末ローミング・サービスの卸売を利用可能とすること
(注)。

注 この(i)の規定の適用上、「合理的に同等な料金又は条件」とは、関連するサービス提供者が合理的に同等なものであると合意する料金若しくは条件又はその合意がない場合には当該一の締約国の電気通信規制機関が合理的に同等なものであると決定する料金若しくは条件をいう。

(ii) 当該規制された料金又は条件の利用可能性につき当該一の締約国が課する追加的な要件を満たすこと
(注)。

注 当該追加的な要件には、例えば、当該他の締約国のサービス提供者に対して提供される料金が、当該一の締約国の一のサービス提供者から当該他の締約国の一のサービス提供者に対して国際移動端末ローミング・サービスを提供する合理的

な費用であつて、当該一の締約国の方式によつて決定されるものを反映していることを含むことができる。

5 4の規定に従つて国際移動端末ローミング・サービスの卸売の規制された料金又は条件へのアクセスを確保する締約国は、国際移動端末ローミング・サービスについて、第十・四条（最恵国待遇）、第十三・四条（公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用）1及び次条（公衆電気通信サービスの主要なサービス提供者による待遇）の規定に基づく当該締約国の義務を遵守しているものとみなす。

6 各締約国は、他の締約国に対し、他の締約国の領域を訪問する自国の消費者に提供される音声、データ及びテキストメッセージのための国際移動端末ローミング・サービスの小売料金に関する情報を提供する。締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日の後一年以内に、当該情報を提供する。各締約国は、毎年又は別段の合意に従い、当該情報を更新し、他の締約国に提供する。利害関係を有する締約国は、当該締約国間で相互に合意され、公に入手可能なものとされる報告書に当該情報を取りまとめることに協力するよう努める。

7 この条のいかなる規定も、締約国に対し、国際移動端末ローミング・サービスの料金又は条件を規制することを要求するものではない。

第十三・七条 公衆電気通信サービスの主要なサービス提供者による待遇

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、次の事項について、同様の状況において、当該主要なサービス提供者の子会社、当該主要なサービス提供者が提携する会社又は当該主要なサービス提供者が提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

- (a) 同種の公衆電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質
- (b) 相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性

第十三・八条 競争条件の確保のためのセーフガード

1 各締約国は、公衆電気通信サービスのサービス提供者（単独又は共同で自国の領域内の主要なサービス提供者であるもの）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

- 2 1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含める。
 - (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと。
 - (b) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(c) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であつて、公衆電気通信サービスのサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを、当該サービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

第十三・九条 再販売

1 いずれの締約国も、公衆電気通信サービスの再販売を禁止してはならない（注）。

注 ブルネイ・ダルサラーム国は、卸売で公衆電気通信サービスを購入する免許保有者がそのサービスの再販売を最終利用者に対してのみ行うことを要求することができる。

2 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が次のことを行うことを確保する。

(a) 他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、当該主要なサービス提供者が最終利用者に対し提供される公衆電気通信サービスを合理的な料金（注）で再販売のために提供すること。

注 この条の規定の適用上、各締約国は、自国が適当と認める方式により合理的な料金を決定することができる。

(b) (a)に規定する公衆電気通信サービスの再販売に対し、不合理又は差別的な条件又は制限を課さないこと（注）。

注 締約国は、自国の法令に定める場合には、小売において限定的な区分の加入者に対してのみ利用可能とされている公衆電気通信サービスを卸売料金で提供されている再販売者が、当該公衆電気通信サービスを異なる区分の加入者に提供することを禁止することができる。

3 各締約国は、競争の促進又は最終利用者の長期的な利益の享受の必要性に基づき、主要なサービス提供者が2の規定に従っていないの公衆電気通信サービスを再販売のために提供しなければならないかについて、自国の法令に従って決定することができる。

4 締約国は、主要なサービス提供者に対して特定の公衆電気通信サービスを再販売のために提供することを要求しない場合においても、当該特定の公衆電気通信サービスが2の規定により再販売のために提供されるようサービス提供者が要請することを認める。もつとも、第一文の規定は、その要請につき当該締約国が決定する権利を害するものではない。

第十三・十条 主要なサービス提供者によるネットワーク構成要素の細分化

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、細分化された形で、並びに合理的であり、差別的でなく、及び透明性のある条件及び料金（原価に照らして

定められるもの)で、公衆電気通信サービスを提供するためのネットワーク構成要素へのアクセスを提供することを義務付ける権限を自国の電気通信規制機関その他の適当な機関に与える。各締約国は、自国の法令に従い、自国の領域において利用可能とすることが義務付けられるネットワーク構成要素及び当該ネットワーク構成要素を利用することができるサービス提供者を決定することができる。

第十三・十一条 主要なサービス提供者との相互接続

一般的な条件

1 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者の設備及び機器に対して次の条件を満たす相互接続を提供することを確保する。

(a) 当該主要なサービス提供者のネットワークの技術的に実行可能ないかなる接続点においても提供されること。

(b) 差別的でない条件(技術上の基準及び仕様を含む。)及び料金に基づいて提供されること。

(c) 当該主要なサービス提供者の同種のサービス、当該主要なサービス提供者が提携していないサービス提供者の同種のサービス又は当該主要なサービス提供者の子会社若しくは当該主要なサービス提供者が

提携する会社の同種のサービスに対し、当該主要なサービス提供者が提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(d) 適時に、並びに透明性があり、経済的実行可能性に照らして合理的であり、及び当該サービス提供者がそのサービスの提供のために必要としないネットワークの構成部分又は設備について当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）で提供されること。

(e) 要請があつた場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されているネットワークの終端地点以外の接続点においても提供されること。

主要なサービス提供者との相互接続のための選択肢

2 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、次のいずれかの選択肢を通じて、当該サービス提供者の設備及び機器を当該主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続する機会を提供することを確保する。

- (a) 接続約款又は相互接続に関する標準的な他の約款（料金及び条件であつて、主要なサービス提供者が公衆電気通信サービスのサービス提供者に対して一般に提供するものを含んでいるもの）
 - (b) 相互接続に関する契約であつて効力を有するものに定める条件
- 3 各締約国は、2に規定する選択肢に加えて、他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者が、新たな相互接続に関する契約の交渉を通じて、当該サービス提供者の設備及び機器を主要なサービス提供者の設備及び機器と相互接続する機会を有することを確保する。
- 相互接続に関する約款及び契約の公の利用可能性
- 4 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者との相互接続の交渉に適用される手続を公に利用可能なものとする。
 - 5 各締約国は、主要なサービス提供者が提供する相互接続に必要な料金及び条件を得るための手段を他の締約国のサービス提供者に提供する。当該手段には、少なくとも、次のいずれかの事項の公の利用可能性を確保することを含む。当該料金及び条件が公に利用可能となるサービスについては、主要なサービス提供者が提供する相互接続に関連する全てのサービスを含む必要はなく、締約国が自国の法令に基づいて定

めるところによる。

- (a) 自国の領域内の主要なサービス提供者と自国の領域内の他の公衆電気通信サービスのサービス提供者との間における相互接続に関する契約であつて効力を有するもの
- (b) 主要なサービス提供者との相互接続のための料金及び条件であつて、電気通信規制機関その他の権限を有する機関が定めるもの

(c) 接続約款

第十三・十二条 主要なサービス提供者による専用回線によるサービスの提供及び価格の決定

- 1 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国のサービス提供者に対し、合理的な期間内に、合理的であり、かつ、差別的でない条件及び料金で、並びに一般に利用可能な約款に基づき、専用回線によるサービスであつて公衆電気通信サービスであることを提供することを確保する。

- 2 各締約国は、1の規定を適用するほか、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国のサービス提供者に対し、能力を基礎とし、かつ、原価に照らして定められる価格で、専用回線によるサービスであつて公衆電気通信サービスであることを提供することを義務付ける権限を当該各締約国の電気通信規制

機関その他の適当な機関に対して与える。

第十三・十三条 主要なサービス提供者によるコロケーション

1 各締約国は、2及び3の規定に従うことを条件として、自国の領域内の主要なサービス提供者が、自国の領域内の他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、一般に利用可能な約款に基づき、適時に、並びに合理的であり、かつ、差別的でない条件及び料金（原価に照らして定められるもの）で、機器（相互接続又は細分化されたネットワーク構成要素へのアクセスに必要なもの）の物理的コロケーションを提供することを確保する。

2 各締約国は、物理的コロケーションが技術的な理由又は空間の制約により現実的でない場合には、自国の領域内の主要なサービス提供者が、一般に利用可能な約款に基づき、適時に、並びに合理的であり、かつ、差別的でない条件及び料金（原価に照らして定められるもの）で、代替的な解決策（例えば、仮想コロケーションを円滑にすること）を提供することを確保する。

3 締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が所有し、又は管理する施設であって1及び2の規定の適用を受けるものを自国の法令に従って決定することができる。当該締約国は、その決定を行う場合に

は、コロケーションが求められる市場における競争の状況、競合するサービスの提供において当該施設が経済的又は技術的に実行可能な態様で代替されることができかどうか等の要素その他の特定の公共の利益の要素を考慮する。

4 締約国は、主要なサービス提供者に対して特定の施設においてコロケーションを提供することを要求しない場合においても、当該施設が1の規定によりコロケーションのために提供されるようサービス提供者が要請することを認める。もつとも、第一文の規定は、その要請につき当該締約国が決定する権利を害するものではない。

第十三・十四条 主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道及び線路敷設権へのアクセス（注）

注 チリは、自国の領域内の主要なサービス提供者がその所有し、又は管理する柱、管路、とう道及び線路敷設権へのアクセスを拒否することを防ぐことを目的とする適当な措置を維持することにより、この条に規定する義務を遵守することができる。

1 各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、自国の領域内の他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、適時に、並びに合理的であり、差別的でなく、透明性があり、及び技術的

に実行可能な条件及び料金で、当該主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道若しくは自国が決定するその他の構造物又は線路敷設権へのアクセスを提供することを確保する。

2 締約国は、1の規定に従って自国の領域内の主要なサービス提供者にアクセスを提供することを要求する柱、管路、とう道その他の構造物又は線路敷設権を自国の法令に従って決定することができる。当該締約国は、その決定を行う場合には、当該アクセスが提供されないことによる競争への影響、競合するサービスの提供において当該構造物又は線路敷設権が経済的又は技術的に実行可能な態様で代替されることができるとか等の要素その他の特定の公共の利益の要素を考慮する。

第十三・十五条 国際的な海底ケーブルシステム（注1、注2）

注1 チリについては、この条の規定は、同国の電気通信規制機関がこの条の規定を実施する権限を取得する時から適用する。もつとも、同国は、国際的な海底ケーブルシステム（同国の領域内の陸揚局を含む。）への合理的であり、かつ、差別的でないアクセスを確保する。

注2 ベトナムについては、同国の領域内の主要なサービス提供者が所有し、又は管理する国際的な海底ケーブルの陸揚局に関するコロケーションには、物理的コロケーションを含まない。

各締約国は、自国の領域内の国際的な海底ケーブルの陸揚局を管理する主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信のサービス提供者に対し、第十三・十一条（主要なサービス提供者との相互接続）、第十三・十二条（主要なサービス提供者による専用回線によるサービスの提供及び価格の決定）及び第十三・十三条（主要なサービス提供者によるコロケーション）の規定に従い、当該陸揚局へのアクセスを提供することを確保する。

第十三・十六条 独立の規制機関及び政府による所有

1 各締約国は、自国の電気通信規制機関が、いずれの公衆電気通信サービスのサービス提供者からも分離され、かつ、いずれの公衆電気通信サービスのサービス提供者に対しても利害を有しないことを確保する。各締約国は、電気通信規制機関の独立性及び公平性を確保するため、自国の電気通信規制機関が、いずれの公衆電気通信サービスのサービス提供者に対しても財務上の利害関係を有さず（注1）、かつ、業務上又は経営上の役割を保持しない（注2）ことを確保する。

注1 この1の規定は、締約国の電気通信規制機関以外の政府機関が公衆電気通信サービスのサービスの提供者の持分を所有することを禁止するものと解してはならない。

注2 ベトナムの電気通信規制機関は、特定の電気通信サービスのサービス提供者の所有者として政府を代表する役割を有する。

この関連で、同国は、当該サービス提供者に関するいずれの規制の行為についても競争者に重大な不利益を及ぼさないことを確保することにより、この1の規定を遵守する。

2 各締約国は、自国の電気通信規制機関その他の権限のある当局によるこの章の規定に関連する規制についての決定及び手続が、市場の全ての参加者について公平であることを確保する。

3 いずれの締約国も、自国の領域内の電気通信サービスのサービス提供者が当該締約国の政府によって所与されていることを根拠として、当該サービス提供者に対し、他の締約国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも有利な待遇を与えてはならない。

第十三・十七条 ユニバーサル・サービス

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有する。各締約国は、自国が維持するユニバーサル・サービスに関する義務について、透明性があり、差別的でなく、及び競争中立的な態様で運用し、並びにユニバーサル・サービスに関する義務が、自国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを確保する。

第十三・十八条 免許の手續

1 締約国は、公衆電気通信サービスのサービス提供者に免許の取得を要求する場合には、次の事項についての公の利用可能性を確保する。

- (a) 自国が適用する全ての免許基準及び免許手續
- (b) 免許申請に関する決定を行うために自国が通常必要とする期間
- (c) 全ての免許の条件であつて効力を有するもの

2 各締約国は、申請者がその要請に基づき次の事項に関する理由の教示を受けることを確保する。

- (a) 免許の付与の拒否
- (b) サービス提供者別の免許についての条件の賦課
- (c) 免許の取消し
- (d) 免許の更新の拒否

第十三・十九条 希少な資源の分配及び利用

1 各締約国は、電気通信に係る希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用のた

めの手続について、客観的であり、透明性があり、及び差別的でない態様で適時に運用する。

2 各締約国は、分配された周波数帯及び特定のサービス提供者に割り当てられた周波数帯の現状を公に入手可能なものとする（注）。ただし、各締約国は、政府の特定の利用のために分配された周波数又は割り当てられた周波数の詳細を提供しない権利を留保する。

注 ペルーについては、割り当てられた周波数帯の情報を公に入手可能なものとするとの約束は、最終利用者に対してアクセスを提供するために使用される周波数帯についてのみ適用する。

3 締約国がスペクトルを分配し、及び割り当て、並びに周波数を管理する措置それ自体は、第十・五条（市場アクセス）の規定（国境を越えるサービスの貿易に適用されるか第十・二条（適用範囲）2の規定の実施を通じて他の締約国の投資家又は対象投資財産に適用されるかを問わない。）と矛盾するものではない。各締約国は、スペクトル及び周波数の管理に関する政策であつて、公衆電気通信サービスのサービス提供者の数を制限する効果を有し得るものを定め、及び適用する権利を留保する。ただし、各締約国が当該権利をこの協定の他の規定に適合する態様で行使することを条件とする。当該権利には、現在及び将来の必要性並びにスペクトルの利用可能性を考慮して周波数帯を分配する能力を含む。

4 各締約国は、商業用電気通信サービスにスペクトルの分配を行う場合には、開かれ、かつ、透明性のある手続であつて公共の利益（競争の促進を含む。）を考慮したものによることに努める。各締約国は、地上の商業用電気通信サービスへのスペクトルの割当てについて、一般的に、市場に基づく取組方法によることに努める。このため、各締約国は、商業用のスペクトルを割り当てるため、適当な場合には、オークション等の仕組みを用いる権限を有する。

第十三・二十条 執行

各締約国は、自国の権限のある当局に対し、第十三・四条（公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用）、第十三・五条（公衆電気通信サービスのサービス提供者に関する義務）、第十三・七条（公衆電気通信サービスの主要なサービス提供者による待遇）、第十三・八条（競争条件の確保のためのセーフガード）、第十三・九条（再販売）、第十三・十条（主要なサービス提供者によるネットワーク構成要素の細分化）、第十三・十一条（主要なサービス提供者との相互接続）、第十三・十二条（主要なサービス提供者による専用回線によるサービスの提供及び価格の決定）、第十三・十三条（主要なサービス提供者によるコロケーション）、第十三・十四条（主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道及び線路

敷設権へのアクセス）及び第十三・十五條（国際的な海底ケーブルシステム）に定める義務に関連する自国の措置を執行する権限を与える。当該権限には、効果的な制裁（金銭上の罰、暫定的又は最終的な差止めによる救済及び免許の変更、停止又は取消しを含めることができる。）を科する能力を含める。

第十三・二十一條 電気通信に関する紛争の解決

1 第二十六・三條（行政上の手続）及び第二十六・四條（審査及び上訴）の規定を適用するほか、各締約国は、次のことを確保する。

申立ての手段

(a) 第十三・四條（公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用）、第十三・五條（公衆電気通信サービスのサービス提供者に関する義務）、第十三・六條（国際移動端末ローミング）、第十三・七條（公衆電気通信サービスの主要なサービス提供者による待遇）、第十三・八條（競争条件の確保のためのセーフガード）、第十三・九條（再販売）、第十三・十條（主要なサービス提供者によるネットワーク構成要素の細分化）、第十三・十一條（主要なサービス提供者との相互接続）、第十三・十二條（主要なサービス提供者による専用回線によるサービスの提供及び価格の決定）、第十三・十三條（主要な

サービス提供者によるコロケーション)、第十三・十四条(主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道及び線路敷設権へのアクセス)及び第十三・十五条(国際的な海底ケーブルシステム)に定める事項に関連する当該各締約国の措置についての紛争を解決するため、企業が当該各締約国の電気通信規制機関その他の関連する機関に対する申立ての手段を有すること。

- (b) 電気通信規制機関が紛争の解決の要請に対していかなる行動を開始することも拒否する場合には、当該電気通信規制機関が要請に応じ合理的な期間内にその決定について書面により説明すること(注)。

注 アメリカ合衆国については、この(b)の規定は、国の規制機関についてのみ適用する。

- (c) 当該各締約国の領域内の主要なサービス提供者との相互接続を要請している他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者が、相互接続を要請した後、合理的であり、かつ、公に定められた期間内に、当該主要なサービス提供者との相互接続の条件及び料金に関する紛争を解決するため、当該各締約国の電気通信規制機関による審査を行うよう求めることができること。

再検討(注)

注 ペルーについては、同国の法令に定める場合を除くほか、企業は、第二十六・一条(定義)に定める一般に適用される決定の再

検討を請求することができない。オーストラリアについては、1(d)の規定は、適用しない。

- (d) 当該各締約国の電気通信規制機関の決定により法的に保護されている利益に悪影響を受けた企業が、当該電気通信規制機関その他の関連する機関に対して、当該決定の再検討のため、申し立て、又は請求することができると。いずれの締約国も、当該電気通信規制機関その他の関連する機関が当該決定に係争中には執行されないとの決定を行う場合を除くほか、再検討の申請を行ったことが当該電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを認めてはならない。締約国は、自国の法令に従い、再検討が可能な状況を制限することができる。

司法上の審査

- 2 いずれの締約国も、司法上の審査の申請を行ったことが電気通信規制機関の決定を遵守しないことの理由を構成することを認めてはならない。ただし、司法機関が当該決定に係争中には執行されないとの命令を発する場合は、この限りでない。

第十三・二十二条 透明性

- 1 各締約国は、第二十六・二条（公表）2の規定を適用するほか、自国の電気通信規制機関が規制のため

の案に対する意見を募集する（注）場合には、当該電気通信規制機関が次のことを行うことを確保する。

注 意見の募集には、政府内における討議を含まない。

- (a) 当該案を公表し、又は他の方法により利害関係者に入手可能なものとする事。
- (b) 当該案の目的及び理由の説明を含める事。
- (c) 利害関係者に対し、意見を提出することができるための適当な公告及び当該意見の提出のための合理的な機会を提供すること。

(d) 実行可能な範囲内で、当該電気通信規制機関に提出された全ての関連する意見を公に入手可能なものとする事。

(e) 最終的な規制の発出の過程において、提出された意見において提起された重要であり、かつ、関連する全ての事項について回答すること（注）。

注 締約国は、利害関係者から受領した意見に対する自国の回答を一括して行うことができる。ベトナムは、自国の決定に関する質問について要請に応じて回答することにより、この(e)に規定する義務を遵守することができる。

2 各締約国は、第二十六・二条（公表）1の規定を適用するほか、公衆電気通信サービスに関する自国の

措置が公に入手可能であることを確保する。当該措置には、次の事項に関するものを含む。

- (a) 料金その他のサービスの条件
- (b) 技術的インタフェースの仕様
- (c) 端末その他の機器を公衆電気通信ネットワークに接続するための条件
- (d) 免許、許可、登録又は届出の要件
- (e) 前条（電気通信に関する紛争の解決）に定める電気通信に関する紛争の解決についての一般的な手続
- (f) 標準に関連する措置であつてアクセス及び利用に影響を及ぼすものを作成し、改正し、及び採用する

ことに関する責任を政府が他の機関に委任する場合には、電気通信規制機関のあらゆる措置

第十三・二十三条 技術の選択における柔軟性

1 いずれの締約国も、公衆電気通信サービスのサービス提供者が、公共政策の正当な利益を満たすために必要な要件に従い、当該サービス提供者のサービスを提供するために利用することを希望する技術を選択することを妨げてはならない。ただし、その選択を制限する措置が、貿易に対する不必要な障害をもたらすような態様で作成されず、採用されず、及び適用されない場合は、この限りでない。当該措置を採用す

る締約国は、前条（透明性）の規定に従うものとする。

- 2 締約国は、高度なネットワーク（注）の開発に資金を提供する場合には、自国の特定の公共政策上の利益を満たす技術の使用をその資金提供の条件とすることができる。

注 「高度なネットワーク」には、ブロードバンドネットワークを含む。

第十三・二十四条 他の章との関係

この章の規定とこの協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この章の規定が優先する。

第十三・二十五条 国際機関との関係

締約国は、電気通信ネットワーク及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準が重要であることを認め、並びに関係国際機関の活動を通じて当該国際的標準を推進することを約束する。

第十三・二十六条 電気通信に関する小委員会

- 1 締約国は、ここに各締約国の政府代表者から成る電気通信に関する小委員会（以下この条において「電

「電気通信小委員会」という。)を設置する。

2 電気通信小委員会は、次のことを行う。

(a) 電気通信における技術及び規制の発展に対応してこの章の規定の締約国、サービス提供者及び最終利用者にとっての妥当性を維持することを可能とすることによりこの章の規定の効果的な実施を確保するため、この章の規定の実施及び運用について検討し、及び監視すること。

(b) この章の規定に関連する問題及び締約国が決定する電気通信分野に関連するその他の問題について討議すること。

(c) 委員会に対して電気通信小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 電気通信小委員会は、締約国が決定する場所及び時期において会合する。

4 締約国は、締約国以外の関係団体の代表者（民間部門の団体の代表者を含む。）であって、討議される問題に関する必要な専門知識を有するものを電気通信小委員会の会合に出席するよう招請することを決定することができる。

附属書十三―A 地方の電話のサービス提供者（アメリカ合衆国）

アメリカ合衆国は、通信法（千九百三十四年）（その改正を含む。）第二百五十一節(f)(2)及び第三節(37)（アメリカ合衆国法典第四十七編第二百五十一節(f)(2)及び第五百五十三節(44)）にそれぞれ定める地方の交換事業者及び地方の電話会社について、第十三・五条（公衆電気通信サービスのサービス提供者に関する義務（番号ポータビリティ））4、第十三・九条（再販売）、第十三・十条（主要なサービス提供者によるネットワーク構成要素の細分化）、第十三・十一条（主要なサービス提供者との相互接続）及び第十三・十三条（主要なサービス提供者によるコロケーション）に定める義務を免除することができる。

附属書十三―B 地方の電話のサービス提供者（ペルー）

1 ペルーについては、

(a) 地方の事業者は、主要なサービス提供者とはみなされない。

(b) 第十三・五条（公衆電気通信サービスのサービスの提供者に関する義務（番号ポータビリティ））4の規定は、地方の事業者については、適用しない。

(c) 第十三・十二条（主要なサービス提供者による専用回線によるサービスの提供及び価格の決定）、第十三・十三条（主要なサービス提供者によるコロケーション）及び第十三・十四条（主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道及び線路敷設権へのアクセス）の規定は、主要なサービス提供者が地方において設置する施設については、適用しない。

2 この附属書の規定の適用上、ペルーについては、

(a) 地方とは、次のいずれかの要件を満たす居住地域をいう。

(i) 都市に含まれておらず、三千人未満の住民を有しており、人口密度が低く、及び基礎的なサービス

が欠如していること。

(ii) 電話回線の密度が住民百人当たり二固定回線未満であること。

(b) 地方の事業者とは、その加入者回線（固定のもの）全体の少なくとも八十パーセントを地方において運用する地方の電話会社をいう。